

音更町使用料等審議会会議結果（要旨）

会 議 名	令和6年度第2回音更町使用料等審議会
開 催 日 時	令和7年1月31日（金） 15:00～15:35
開 催 場 所	音更町役場庁舎3階 特別会議室
委 員 出 席 者	大西委員 中村委員 村瀬委員 角谷委員 向井委員 植田委員 田原委員 井上委員 岡田委員 山西委員
町 出 席 者	小野町長 担当部署～高瀬建設部長 高野建築住宅課長 樋田住宅担当課長 高木建築担当主幹 事務局～吉田総務部長 佐藤総務部次長 山口総務係長 永井総務係主事
議 題 ・ 諮 問 内 容	諮問第1号 建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う審査手数料の改定について
会 議 資 料	議案をホームページに添付しています。
会 議 結 果	諮問第1号 諮問の額のとおり決定
出 され た 主 な 質 問 等	<p>委員：建築物等の確認申請の特例とはどのようなものか。 また、審査期間が7日間から35日間に延長されると建築期間も延びてしまうのか。</p> <p>町：建築物等の確認申請の特例とは、建築士が設計・工事管理を行った小規模建築物について、確認申請等において構造関係規定等の審査が省略されるという制度のことである。 審査期間の延長に伴い、建築期間が延びることは想定される。</p> <p>委員：法改正による審査期間の延長や手数料の改定は、事務作業量の増加を考慮したものなのか。</p> <p>町：法改正により審査範囲が広くなることや、省エネ基準への適合の確認などの業務が増加することを考慮している。</p> <p>委員：今回、改定する手数料は北海道に準じた額ということか。</p> <p>町：本町としては、近隣の市町と調整しながら基本的には北海道の額に準じた手数料を設定する。</p>
お 問 合 せ 先	総務部総務課総務係（内線234）